

(第38条関係)

鳥取県有機農産物等認証業務の公平性リスクに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第38条の規定に基づき、認証業務の公平、公正な実施に影響を与えるリスク（以下、「公平性に対するリスク」という。）に関する事項について規定する。

(リスクの特定)

第2条 県は、以下の事項について公平性に対するリスクが存在するか継続的に確認するものとする。

- (1) 組織体制及び運営状況
- (2) 関連機関等との関係
- (3) 認証業務の手順及び業務規程等に規定された事項
- (4) 認証業務従事者
- (5) その他認証業務に係る事項

(リスクの分析)

第3条 県は、前条の確認により特定された公平性に対するリスクについて、以下の手順により是正措置を行うものとする。

- (1) リスクの内容の確認
 - (2) 与える影響の程度の確認
 - (3) 必要な場合、リスクに関係する各部署及び関係者への連絡
 - (4) リスクの発生原因の究明
 - (5) 確認されたリスクの是正
 - (6) 同様のリスクが見込まれる、他の事項の見直し及び是正
 - (7) 是正措置の有効性の評価
- 2 県は、前条の確認又は前項の是正措置により、公平性に対するリスクが生じる恐れがあると認められた場合は、以下の手順により予防措置を行うものとする。
- (1) 予想されるリスクが与える影響の程度の確認と発生原因の究明
 - (2) 必要な場合、関係部署及び関係者への連絡
 - (3) 予防措置の実施
 - (4) 予防措置の有効性の評価

(リスク分析結果の利用)

第4条 公平性分科会は、前条の手順で得られた情報について、利用できるものとする。

(記録の保持)

第5条 県は、公平性に対するリスクの分析結果を記録し、それを保管するものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年6月10日から施行する。

附 則
この改正は、平成31年4月19日から施行する。